

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名：株式会社鎌田建築（法人番号8350001009948）

業者の住所：宮崎県小林市野尻町紙屋 8 2 8 - 7

1 指名停止措置期間：令和 3 年 2 月 1 6 日から令和 3 年 3 月 2 9 日まで
（6 週間）

3 指名停止措置の範囲：熊本防衛支局管轄区域（熊本県、宮崎県及び鹿児島県）

4 事実概要：

株式会社鎌田建築は、宮崎県内における民間発注の 1 2 件の鶏舎建築工事に、建設業法第 3 条第 1 項規定の許可を受けずに建設業を営む者と、建設業法施行令第 1 条の 2 第 1 項に定める軽微な工事の範囲を超えて下請け契約を締結したため、建設業法第 2 8 条第 1 項第 6 号に該当するとして、令和 3 年 1 月 2 0 日に宮崎県知事より 1 0 日間の営業停止処分を受けた。

5 指名停止措置理由：

上記については、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 3 号（建設業法違反行為）に該当する。

指名停止措置要領別表第 2

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|-----------------------------|
| (建設業法違反行為) 1 3 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手として不相当であると認められるとき | 当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内 |
